

介護報酬の算定構造

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてIP13、14を参照。)

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	注 3級訪問介護員により行われる場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (231単位)	30分を増すごとに+83単位 (249単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100	+15/100
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)						
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (208単位)						
	(2) 1時間以上 (291単位)						
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)							

： 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算
訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)	×95/100	×70/100	+15/100

： 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P14、15を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注						
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 (夜間、深夜、早朝のみ算定可) (285単位)	准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算						
	(2) 30分未満 (425単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)							×90/100	425単位を算定 830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位
	(2) 30分未満 (343単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)												
死亡月につき+1,200単位 (ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)													

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものと

4 訪問リハビリテーション費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P15、16を参照。)

基本部分		注	注
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 500単位)	+20単位	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		

5 居宅療養管理指導費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P16～18を参照。)

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) (2)以外 (500単位)	情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(II) (在総診を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(一) 月1、2回目の場合 (550単位)	
	(二) 月3回目以降の場合 (300単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)		

※ ロ(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P18～21を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (396 単位)		×70/100							
		要介護1 (437 単位)									
		要介護2 (504 単位)									
		要介護3 (570 単位)									
		要介護4 (636 単位)									
	要介護5 (702 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (529 単位)									
		要介護1 (588 単位)									
		要介護2 (683 単位)									
		要介護3 (778 単位)									
		要介護4 (872 単位)									
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (707 単位)									
		要介護1 (790 単位)									
		要介護2 (922 単位)									
		要介護3 (1,055 単位)									
要介護4 (1,187 単位)											
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (346 単位)	×70/100	×70/100	×70/100						
		要介護1 (381 単位)									
		要介護2 (437 単位)									
		要介護3 (493 単位)									
		要介護4 (549 単位)									
	要介護5 (605 単位)										
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (458 単位)									
		要介護1 (508 単位)									
		要介護2 (588 単位)									
		要介護3 (668 単位)									
		要介護4 (748 単位)									
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (608 単位)									
		要介護1 (677 単位)									
		要介護2 (789 単位)									
		要介護3 (901 単位)									
要介護4 (1,013 単位)											
ハ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)										
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)										

7 通所リハビリテーション費

平成18年4月改正箇所
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P18～21を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であった、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、診療、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算
通常規模の医療機関の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護(338 単位)		×70/100									
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護(447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護(591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													
小規模診療所の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護(338 単位)	×70/100	×70/100	×90/100		1日につき+50単位		1日につき+20単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内(1日につき+180単位)	1日につき+60単位	1回につき+100単位(月2回を限度)	1回につき+100単位(月2回を限度)
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護(447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護(591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													
介護老人保健施設の場合	イ 3時間以上4時間未満	経過的要介護(338 単位)	×70/100					550単位(月1回を限度)					
		要介護1 (386 単位)											
		要介護2 (463 単位)											
		要介護3 (540 単位)											
		要介護4 (617 単位)											
	要介護5 (694 単位)												
	ロ 4時間以上6時間未満	経過的要介護(447 単位)											
		要介護1 (515 単位)											
		要介護2 (625 単位)											
		要介護3 (735 単位)											
		要介護4 (845 単位)											
	要介護5 (955 単位)												
	ハ 6時間以上8時間未満	経過的要介護(591 単位)											
		要介護1 (688 単位)											
		要介護2 (842 単位)											
要介護3 (995 単位)													
要介護4 (1,149 単位)													
要介護5 (1,303 単位)													

8 短期入所生活介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P21～23、26を参照。)

基本部分			注			注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	利用者に対して 送迎を行う場合	
イ 短期入所 生活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型短期入所 生活介護費	(一) 単独型短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (478 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+12単位	片道につき +184単位
			要介護1 (641 単位)						
			要介護2 (712 単位)						
			要介護3 (782 単位)						
			要介護4 (853 単位)						
	要介護5 (923 単位)								
	(二) 単独型短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (522 単位)							
		要介護1 (723 単位)							
		要介護2 (794 単位)							
		要介護3 (864 単位)							
		要介護4 (935 単位)							
	(2) 併設 型短期入所 生活介護費	(一) 併設型短期入 所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (450 単位)						
			要介護1 (607 単位)						
			要介護2 (678 単位)						
要介護3 (748 単位)									
(二) 併設型短期入 所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護4 (819 単位)								
	要介護5 (889 単位)								
	経過的要介護 (500 単位)								
	要介護1 (689 単位)								
ロ ユニット型 短期入所生 活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型ユニット 短期入所 生活介護費	(一) 単独型ユニッ ト短期入所生活介護 費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (557 単位)						
			要介護1 (741 単位)						
			要介護2 (812 単位)						
			要介護3 (882 単位)						
			要介護4 (953 単位)						
	(二) 単独型ユニッ ト短期入所生活介護 費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護5 (1,013 単位)							
		経過的要介護 (557 単位)							
		要介護1 (741 単位)							
		要介護2 (812 単位)							
		要介護3 (882 単位)							
	(2) 併設 型ユニット 短期入所 生活介護費	(一) 併設型ユニッ ト短期入所生活介護 費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護4 (953 単位)						
			要介護5 (1,013 単位)						
			経過的要介護 (526 単位)						
			要介護1 (707 単位)						
(二) 併設型ユニッ ト短期入所生活介護 費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護2 (778 単位)								
	要介護3 (848 単位)								
	要介護4 (919 単位)								
	要介護5 (979 単位)								
ハ 栄養管 理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ニ 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)							
ホ 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)							
ヘ 在宅中 重度加算	(1) 夜間看護体制加算 (1日につき 10単位を加算)								
	(2) 在宅中重度者受入加算	(1)を算定している場合 415単位 (1)を算定していない場合 425単位							

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

平成18年4月改正箇所
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P21～23、26を参照。)
 平成20年5月改正箇所
 (詳細については、別紙3「介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しに係る諸問について」P7を参照。)

基本部分		注		注	注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士又 は作業療法士 の員数が基準 を満たさない 場合	常勤のユニッ トリーダーを ユニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	リハビリテー ション機能強 化加算	認知症ケア加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	経過的要介護 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+76単位	
		要介護1 (732 単位)						
		要介護2 (781 単位)						
		要介護3 (834 単位)						
		要介護4 (888 単位)						
	要介護5 (941 単位)							
	b介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (617 単位)						
		要介護1 (831 単位)						
		要介護2 (880 単位)						
		要介護3 (933 単位)						
		要介護4 (987 単位)						
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健・看護職員を配置>	経過的要介護 (558 単位)						
要介護1 (732 単位)								
要介護2 (837 単位)								
要介護3 (890 単位)								
要介護4 (944 単位)								
b介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護5 (997 単位)							
	経過的要介護 (617 単位)							
	要介護1 (831 単位)							
	要介護2 (936 単位)							
	要介護3 (989 単位)							
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <療養型老健・看護オンコール体制>	経過的要介護 (558 単位)							
	要介護1 (732 単位)							
	要介護2 (810 単位)							
	要介護3 (863 単位)							
	要介護4 (917 単位)							
b介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護5 (970 単位)							
	経過的要介護 (617 単位)							
	要介護1 (831 単位)							
	要介護2 (909 単位)							
	要介護3 (962 単位)							
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	経過的要介護 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位		
		要介護1 (834 単位)						
		要介護2 (883 単位)						
		要介護3 (936 単位)						
		要介護4 (990 単位)						
	要介護5 (1,043 単位)							
	bユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	経過的要介護 (624 単位)						
		要介護1 (834 単位)						
		要介護2 (883 単位)						
		要介護3 (936 単位)						
		要介護4 (990 単位)						
	要介護5 (1,043 単位)							
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) <療養型老健・看護職員を配置>	経過的要介護 (624 単位)							
	要介護1 (834 単位)							
	要介護2 (939 単位)							
	要介護3 (992 単位)							
	要介護4 (1,046 単位)							
bユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	要介護5 (1,099 単位)							
	経過的要介護 (624 単位)							
	要介護1 (834 単位)							
	要介護2 (939 単位)							
	要介護3 (992 単位)							
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健・看護オンコール体制>	経過的要介護 (624 単位)							
	要介護1 (834 単位)							
	要介護2 (912 単位)							
	要介護3 (965 単位)							
	要介護4 (1,019 単位)							
bユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット準個室>	要介護5 (1,072 単位)							
	経過的要介護 (624 単位)							
	要介護1 (834 単位)							
	要介護2 (912 単位)							
	要介護3 (965 単位)							
要介護4 (1,019 単位)								
要介護5 (1,072 単位)								
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)							片道につき +184単位
注 特別療養費								
注 療養体維持特別加算 (1日につき27単位を加算)								
(4) 栄養管理体附加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)								
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)								
(7) 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回9日を限度に、1日につき500単位を算定)							
	(2) 特定治療							

注 特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてIP21~23、26を参照。)

平成18年7月改正箇所

(詳細については、別紙2「療養病床再構成に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問案について」を参照。)

平成20年5月改正箇所

(詳細については、別紙3「介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しに係る諮問についてIP7を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注					
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない 場合	利用者の数及び 入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場合 又は	看護介護職員 の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準 に定められた看 護職員の員数 に20/100を乗 じて得た数未満 の場合	前地の医師確 保計画を策定し たもので、医師 の数が基準に定 められた医師の 員数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合	前地の医師確 保計画を策定し たもので、医師 の数が基準に定 められた医師の 員数に60/100を 乗じて得た数未 満である場合	常勤のユニッ トリーダーをユニ ットに配置してい ない等ユニッ ト内における体 制が未整備であ る場合	地下地が設備 基準を満たさな い場合	医師の配置につ いて医療法施行 規則第49条の 規定が適用さ れている場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の区 分による加算	利用者に対して 送迎を行う場合	
1) 病院療養 病床短期入所療 養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床短期入所療 養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25 単位	×70/100	×90/100								
		要介護1 (701 単位)											
		要介護2 (811 単位)											
		要介護3 (1,049 単位)											
		要介護4 (1,150 単位)											
	(二) 病院療養 病床短期入所療 養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)											
		要介護1 (832 単位)											
		要介護2 (942 単位)											
		要介護3 (1,180 単位)											
		要介護4 (1,281 単位)											
	(三) 病院療養 病床短期入所療 養介護費(Ⅲ) <従来型個室>	経過的要介護 (498 単位)											
		要介護1 (641 単位)											
要介護2 (750 単位)													
要介護3 (910 単位)													
要介護4 (1,066 単位)													
(四) 病院療養 病床短期入所療 養介護費(Ⅳ) <多床室>	経過的要介護 (582 単位)												
	要介護1 (772 単位)												
	要介護2 (881 単位)												
	要介護3 (1,041 単位)												
	要介護4 (1,187 単位)												
2) 病院療養 病床経過型短期 入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床経過型短期 入所療養介護費 (Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25 単位	×70/100	-12 単位						夜間勤務等看 護(Ⅰ) +23 単位	片道につき +184 単位	
		要介護1 (701 単位)											
		要介護2 (811 単位)											
		要介護3 (961 単位)											
		要介護4 (1,052 単位)											
	(二) 病院療養 病床経過型短期 入所療養介護費 (Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)											
		要介護1 (832 単位)											
		要介護2 (942 単位)											
		要介護3 (1,092 単位)											
		要介護4 (1,183 単位)											
	(三) 病院療養 病床経過型短期 入所療養介護費 (Ⅲ) <従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)											
		要介護1 (701 単位)											
要介護2 (811 単位)													
要介護3 (918 単位)													
要介護4 (1,010 単位)													
(四) 病院療養 病床経過型短期 入所療養介護費 (Ⅳ) <多床室>	経過的要介護 (618 単位)												
	要介護1 (832 単位)												
	要介護2 (942 単位)												
	要介護3 (1,050 単位)												
	要介護4 (1,141 単位)												
3) ユニット型 病院療養病床短 期入所療養介護 費(1日につき)	(一) ユニット型 病院療養病床短 期入所療養介護 費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)	-25 単位	×70/100	×90/100								
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (945 単位)											
		要介護3 (1,183 単位)											
		要介護4 (1,284 単位)											
	(二) ユニット型 病院療養病床短 期入所療養介護 費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (945 単位)											
		要介護3 (1,183 単位)											
		要介護4 (1,284 単位)											
	(三) ユニット型 病院療養病床短 期入所療養介護 費(Ⅲ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
要介護2 (945 単位)													
要介護3 (1,095 単位)													
要介護4 (1,186 単位)													
(四) ユニット型 病院療養病床短 期入所療養介護 費(Ⅳ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (625 単位)												
	要介護1 (835 単位)												
	要介護2 (945 単位)												
	要介護3 (1,095 単位)												
	要介護4 (1,186 単位)												
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)												
(6) 栄養管理 体制加算		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12 単位を加算)		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10 単位を加算)									
(7) 療養食加算		(1日につき 23 単位を加算)											
(8) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50 単位を加算)											
(9) 特定診療費													

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。